

基労発0731第1号
平成21年7月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長

石綿ばく露作業による労災認定等事業場に就労した労働者等への
労災補償・特別遺族給付金制度の周知について

標記について、平成19年度以前に労災認定を受けた労働者が所属していた事業場及び特別遺族給付金の支給決定の対象となった労働者が所属していた事業場に対して、別添を送付し、離職者を含む労働者や遺族に対する労災保険給付・特別遺族給付金の請求に係る勧奨の取組状況についてアンケート調査等を依頼することとした。

ついては、事業場関係者や労働者等からの相談等については、局署連携の上、遺漏なきよう留意すること。

平成21年8月7日

事業主の皆様へ

～厚生労働省から労災補償制度等の周知等の取組に係るアンケート調査～

労働基準行政の推進につきまして、平素から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、石綿にさらされる業務（以下「石綿業務」といいます。）に従事していた労働者（離職者を含みます。）に係る健康管理対策及び労災補償等に積極的に取り組んでいるところであり、平成20年度において、貴事業場で就労していた労働者やそのご遺族の方々に対する労災補償・特別遺族給付金制度の周知と請求の勧奨の実施について、別紙のとおり既にお願ひ申し上げたところです。

つきましては、事業場における労災補償・特別遺族給付金制度の周知等に係る取組の状況を把握し、労災認定等に係る今後の石綿対策の検討に資するため、別添1のとおりアンケート調査を実施させていただくことといたしました。

お手数をおかけいたしますが、アンケート調査票にご記入いただき、同封しております返信用封筒により、本年9月11日までに送付いただきますよう重ねてお願ひ申し上げます。

また、周知等の取組についてまだ実施していただけていない場合には、改めて本取組の趣旨をご理解いただき、貴事業場で就労していた労働者やそのご遺族の方々に対し、労災補償・特別遺族給付金制度の周知と請求の勧奨をしていただきたく改めてお願ひ申し上げます。その際、これまでに厚生労働省において把握している事業場での労災補償制度等の周知等の取組について、別添2のとおり取りまとめましたので、取組の参考にしていただければ幸いです。

なお、今後、貴事業場で本取組を実施したあるいは実施する予定がある事業主の皆様におかれましては、別添1のアンケート調査票にご回答の上、同封させていただきます返信用封筒により、本年9月11日までに送付いただきますよう、併せてお願ひ申し上げます。

本アンケート調査への回答は任意ではありますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課

石綿ばく露作業に係る退職労働者等に対する労災補償制度等の
周知の取組についてのアンケート調査票 (案)

事業場名 _____

担当者職氏名 _____

問 1 石綿ばく露作業に係る退職労働者等に対する労災補償制度等の周知について、どのような取組を行いましたか（行う予定がありますか）。該当する番号に○をお付けください（複数回答可）。郵送した件数等取組の実績についてもお分かりになる範囲でご記入ください。

① 退職労働者ごとに情報を郵送等により提供している。

退職労働者等郵送した件数 _____ 件

（おおよその数で結構です。以下同じ。）

② 自社のホームページに労災補償制度等の情報を掲載している。

③ 退職労働者等に対する健康診断を実施し、その結果に基づく労災補償制度等に関する相談・対応を該当者に実施している。

健康診断実施件数 _____ 件

相談・対応等を行った件数 _____ 件

④ 自社に相談窓口を設置し、退職労働者等からの石綿に係る各種相談、対応を実施している。

相談・対応等を行った件数 _____ 件

⑤ その他の取組

問2 どのような情報の提供・掲示等を行っていますか（行う予定ですか）。（複数回答可）

- ① 労災保険給付・特別遺族給付金制度や請求手続等に関すること。
 - ② 健康診断の受診に関すること。
 - ③ 健康管理手帳に関すること。
 - ④ 事業場における石綿による疾病の健康相談窓口の案内に関すること。
 - ⑤ 事業場における石綿製品の使用・管理状況に関すること。
 - ⑥ 事業場における石綿による疾病の発生に関すること。
 - ⑦ その他
-
-
-

【お願い】

情報の提供・掲示等に使用した通知文又はリーフレット等がある場合は、お手数をおかけしますが、一部同封くださいますよう、お願い申し上げます。

問3 本取組における情報の提供・掲示等について、どのような情報が役立っているものとお考えでしょうか。（複数回答可）

- ① 労災保険給付・特別遺族給付金制度や請求手続等に関すること。
 - ② 健康診断の受診に関すること。
 - ③ 健康管理手帳に関すること。
 - ④ 事業場における石綿による疾病の健康相談窓口の案内に関すること。
 - ⑤ 事業場における石綿製品の使用・管理状況に関すること。
 - ⑥ 事業場における石綿による疾病の発生に関すること。
 - ⑦ その他
-
-

アンケートは以上でございます。ご協力いただき誠にありがとうございました。

本アンケートについて、ご不明な点等ございましたら、下記担当までお問い合わせ下さい。（時間帯によっては、電話が混み合う場合もございます。お急ぎの場合は、下記のとおりFAXでもお問い合わせを受け付けております。）

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課業務係（担当 横田、宮内）

TEL：03-5253-1111（内5463）

FAX：03-3502-6488

石綿ばく露作業に係る退職労働者等に対する
労災補償制度等の周知の取組例

- 退職労働者ごとに労災補償制度等の情報を郵送等により提供している。
- 自社のホームページに健康診断の受診や労災補償制度等の情報を掲載し、周知を行っている。
- 退職労働者に対して石綿健康診断の実施し、当該健康診断結果に基づき労災補償制度等に関する相談・対応を該当者に実施している。
- 自社に石綿相談窓口を設置し、退職労働者等からの石綿に係る各種相談、対応を実施している。
- 石綿による疾病の健康管理手帳の申請に係る支援の実施や、健康管理手帳所有者に対する健康診断受診状況の確認等の取組を実施している。

平成21年3月23日

事業主の皆様へ

～厚生労働省から石綿健康管理手帳・労災補償制度等の周知の要請～

労働基準行政の推進につきまして、平素から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は、石綿にさらされる業務（以下「石綿業務」といいます。）に従事していた労働者（離職者を含みます。）に係る健康管理対策及び労災補償等に積極的に取り組んでいるところです。既に御承知のとおり、石綿による疾病は、30年～40年という期間を経過した後に発症することが多く、既に貴事業場を離職された方を含め、過去の間接ばく露を含む石綿業務が原因となって発症したものが気付かなかつたり、あるいは健康不安をお持ちのケースがあります。

このため、一部の石綿を取り扱っていた事業場においては、在職労働者はもとより、既に離職されている労働者やそのご遺族の方々に対し、石綿健康管理手帳による健康診断の勧奨や労災補償・特別遺族給付金制度の周知等を広く行い、一定の効果を上げている事業場が見受けられるところです。

つきましては、貴事業場におかれましても、過去の事業活動において石綿業務又は間接ばく露のお心当たりのある場合は、下記1及び2の趣旨・背景を斟酌いただき、貴事業場で就労していた労働者やそのご遺族の方々に対し、

①石綿健康管理手帳制度の周知や申請の勧奨

②労災補償・特別遺族給付金制度の周知と請求の勧奨

をしていただきたくお願い申し上げます。

なお、貴事業場で就労していた労働者やそのご遺族の方々への周知及び申請・請求の勧奨にあたっては、同封した労働者等への周知文書（別添）及びリーフレットを参考にして行っていただき、リーフレットの追加配付の御希望があれば、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお問い合わせください。

記

1 離職者に係る健康管理対策

(1) 離職者に対する対策

労働安全衛生法第67条の規定に基づく健康管理手帳制度による健康診断を実施。

(2) 健康管理手帳の交付対象の拡大

①平成19年10月1日からは、胸部レントゲン写真等で石綿による胸膜肥厚等の画像所見が認められない方でも、一定の石綿業務への従事歴が認められる方であ

れば、対象。

- ②平成21年4月1日からは、石綿を製造し、又は取り扱う業務（直接業務）だけでなく、同じ作業場内で石綿を直接取り扱わない業務（周辺業務）に従事し、一定の石綿ばく露の所見がある離職者も対象。

2 石綿による健康被害等への補償対策

（1）補償内容

- ①石綿業務が原因で不幸にして肺がんや中皮腫等の疾病が発症した方やそれらの病气により死亡された労働者のご遺族に対しては労災保険給付を支給。
- ②平成18年3月26日までに石綿による疾病により亡くなった労働者のご遺族で時効により労災保険の遺族補償給付を受給することができない方に対しては、特別遺族給付金を支給。

（2）周知・請求勧奨の必要性

- ①石綿による疾病は30年～40年という期間を経過した後に発症することが多いこと。
- ②石綿は多くの業種・作業で使用されるとともに、間接ばく露でも発症するおそれがあること等から、患者本人も石綿関連疾病の原因が過去の石綿業務にあることに気が付かないケースがあり、労災保険給付等の請求もしていないこともあること。

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課

労災補償部補償課

健康管理手帳について

◇健康管理手帳(石綿)

石綿業務に従事していた方については、将来、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあります。これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いため、健康管理手帳制度を設けて、離職後の健康管理を行っています。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6ヶ月に1回、無料で受けることができます。

なお、平成21年4月1日より健康管理手帳の交付対象が拡大され、石綿を製造し、又は取り扱う業務(直接業務)だけでなく、同じ作業場内で石綿を直接取り扱わない業務(周辺業務)に従事し、一定の石綿ばく露の所見がある離職者の方も対象となります。

◇申請手続き

健康管理手帳の申請については、労働者が離職の際は事業場を管轄する都道府県労働局に、離職の後は、労働者の住居がある都道府県労働局に対して所定の申請書を提出していただくことになります。申請手続きや制度に関するご相談は、最寄りの都道府県労働局において受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

労災保険給付及び特別遺族給付金について

◇労災保険給付

石綿にさらされる業務が原因で中皮腫や肺がん等の疾病を発症した労働者の方は、療養補償給付や休業補償給付等の必要な保険給付を受けることができます。

また、石綿による疾病が原因で亡くなった労働者のご遺族に対しては遺族補償給付等が支給されますが、遺族補償給付を受ける権利は労働者が亡くなった日の翌日から5年で消滅します。

◇特別遺族給付金

平成18年3月26日までに石綿による疾病により亡くなった労働者のご遺族で労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効(5年)によって消滅した方に対し支給されます。

特別遺族給付金のご遺族の状況に応じて、年金又は一時金が支給されますが、年金については請求日の属する月の翌月分から支給されますので早期の請求をお勧めします。

◇請求手続き

労災保険給付及び特別遺族給付金の請求については、労働者の方が最後に石綿にさらされる業務に従事した事業場を管轄する労働基準監督署に対して所定の請求書を提出していただくことになります。

ただし、請求手続きや制度に関するご相談は、最寄りの労働基準監督署や都道府県労働局において受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

労働者等の皆様へ

厚生労働省は、石綿にさらされる業務（以下「石綿業務」といいます。）に従事していた労働者（離職者を含みます。）に係る健康管理対策及び労災補償等に積極的に取り組んでいるところです。

下記事項のいずれかに該当する方は、健康管理対策又は労災補償等の対象になりますので、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へ相談又は手続を行ってください。

なお、ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へお問い合わせください。

記

1 石綿健康管理手帳制度（都道府県労働局への相談・申請をお勧めします。）

（1）石綿を製造し、又は取り扱う業務に一定期間以上従事していた方

①石綿の製造作業、石綿が使用されている保温剤、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業、石綿の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物の解体、破碎の作業に1年以上従事。

②上記の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事。

（2）石綿を製造し、又は取り扱う業務（直接業務）だけでなく、同じ作業場内で石綿を直接取り扱わない業務（周辺業務）に従事し、一定の石綿ばく露の所見がある離職者（平成21年4月1日から対象となります。）

2 労災補償・特別遺族給付金制度（労働基準監督署への相談・請求をお勧めします。）

（1）石綿業務が原因で不幸にして肺がんや中皮腫等の疾病が発症した方やそれらの病気により死亡された労働者のご遺族。

（2）平成18年3月26日までに石綿による疾病により亡くなった労働者のご遺族で時効により労災保険の遺族補償給付を受給することができない方。